

3. PCB不使用の蛍光灯器具一覧・安定器メーカー問合せ先リスト

(日本照明工業会HPより作成)

2019年7月現在

安定器に記載の会社名	問合せ先	電話番号	PCB不使用の蛍光灯器具
1 伊東電機(株)	品質保証部	0295-56-2101	・安定器の端部にカバーが取り付けられている。 ・端子箱側の絶縁コンパウンド注入口が無い。
2 岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
3 ウシオ電機(株)		03-5657-1036	
4 ウシオライティング(株)	品質保証センター	0790-22-6371	
5 (株)海電社(スター)	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651	
6 NECライティング(株) 【旧:新日本電気】	(株)ホタルクス お客様相談室	0120-52-3205	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シムルニア」又は「NECライティング株式会社」、「株式会社ホタルクス」の器具 ・型番末尾が「A、B、C又はD」(グロー低力率型)、及び「AE、BE、CE又はDE」(レピッド省電力型)の器具
7 オーテック(株) 【旧:オーヤマ照明、旧:大山電機工業】	オーテック(株)	03-3332-1123	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーテック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
8 (株)共進電機製作所		06-6309-2151	
9 コイト電工(株)【旧:小糸工業】	営業統括部 光電システム事業推進グループ	045-826-6820	
10 シャープ(株)	お客様相談センター	0120-508-562 0570-550-189(ナビ)	
11 星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具
12 大光電機(株)	品質保証部 CSセンター	072-962-8437	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番がDから始まるアルファベット3桁の器具 例)「DCL」、「DBF」等
13 大日本塗料・大亜蛍光工業・ニッポ電機 ダイヘン電設機器(株)ヘルメス機器 工場【旧:ヘルメス電機】	DNライティング(株) 総務部 四変テック(株) 電子機器事業部 営業部/ 品質管理部	0463-22-1946 0877-33-2323	※(ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオントランスにのみ対応)
15 東京ライテック(株) 【旧:東京芝浦電気、旧:和光電気】	東芝ライテック(株) 照明ご相談センター	0120-66-1048	・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
16 (株)東光高岳【旧:東光電気】	電力プラント事業本部	03-6371-4468	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・コンデンサに「NO PCB」、「NON PCB」の表示がある。 ・蛍光灯安定器が直交両用安定器である。 ・形式が「FB」または「FCB」または「FBO」である。 ・形式の数字の後のアルファベットに「L」または「WS」が含まれる。
17 日本真空電機	プリンス電機(株) 営業部	045-501-4722	・製造年が昭和47年9月以降の器具
18 日本電池	(株)GSユアサ お客様相談室	0120-43-1211	・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・高力率型(力率85%以下)である。
19 (株)光電器製作所		06-6962-2681	
20 日立アプライアンス(株) 【旧:日立照明/日立製作所】	銘板名:日立製作所→ 日立グローバルライフソリューションズ (株)照明サービスセンター	0120-335-762	・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年が昭和48年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
21 扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200	
22 マックスレイ	ウシオライティング(株) 品質保証センター	0790-22-6371	
23 パナソニック(株) 【旧:松下電器産業、旧:松下電工】	パナソニック(株) お客様相談センター	0120-878-709	・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
24 パナソニック(株)【旧:三洋電機】	パナソニック(株) お客様相談センター	0120-878-709	・器具での判別はHP参照
25 (株)MARUWA SHOMEI 【旧:金門電気】	本社	03-5484-6051	
26 三菱電機照明(株)【旧:三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773	・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
27 山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810	・40W1灯用100V/0.5A以上、200V/0.25A以上、 40W2灯用100V/1A以上、200V/0.5A以上の低力率器具
28 (株)リード		048-529-2731	

PCB不使用メーカー

ウエストン(昭和52年8月1日～61年9月14日)、NECシムルニア、NECホームエレクトロニクス、(株)遠藤照明、オーヤマ照明、コイズミ照明(株)、ダイヘン電設機器、東芝電材、パナソニック電工、日立照明、日立ライティング、藤井電機工業(株)、プリンス電機(株)

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります。その場合はご容赦ください。

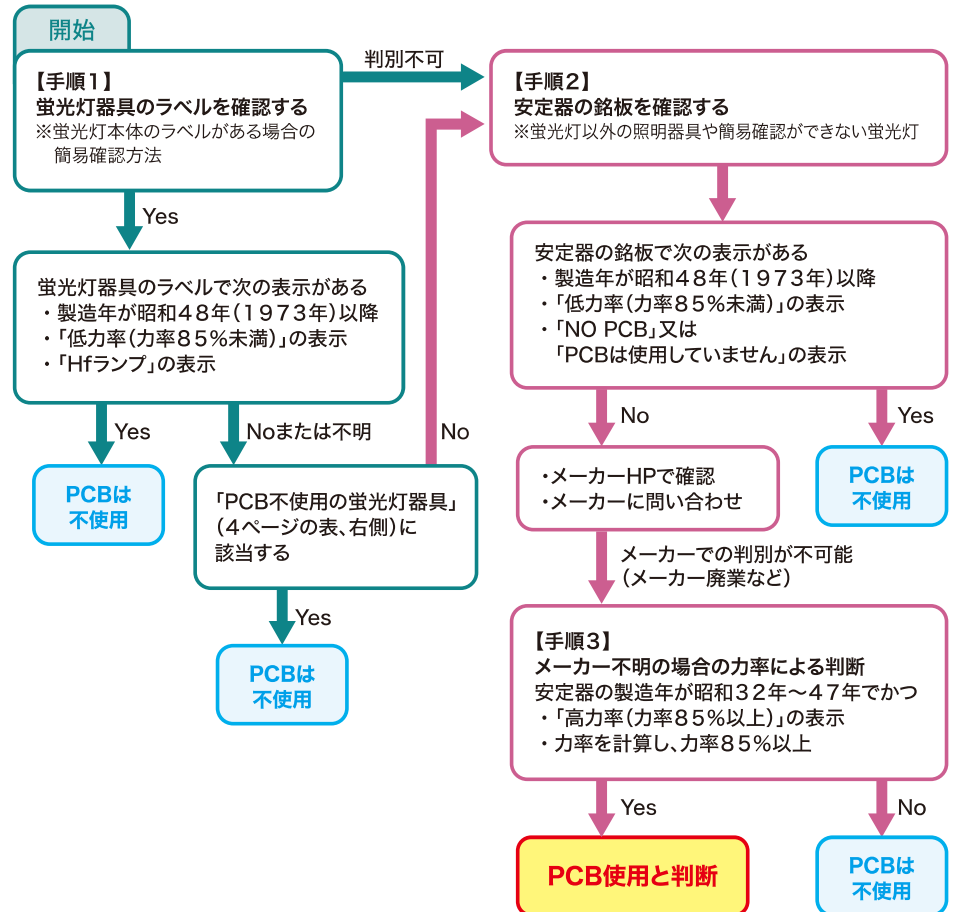
● 詳細は、各メーカーにお問い合わせるか、日本照明工業会HPをご参照ください。(http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm)

別紙 2

照明器具の安定器に PCBが使われているかどうかの調査方法

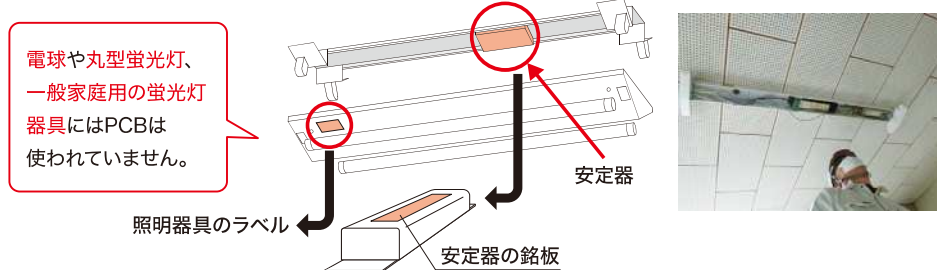
昭和52年3月以前設置の業務用照明器具の安定器には、PCBが使われている可能性があります。
以下の手順に従って、PCB使用安定器があるかどうかを調査してください。

1. 照明器具のPCB使用・不使用の判別手順



2. 照明器具 安定器の調査方法

昭和32年から昭和47年にかけて製造された**照明器具の安定器**(照明のちらつきをなくす電気機器)には**PCB(毒性のある絶縁油)**が含まれている可能性があります。以下の要領に従ってご確認ください。

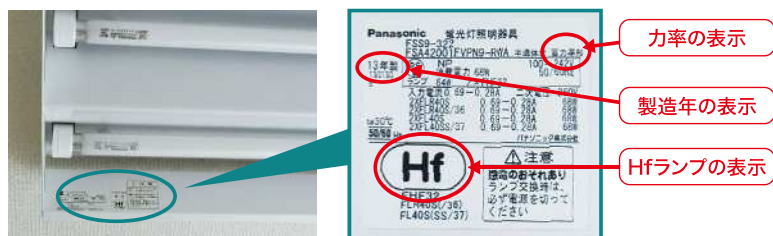


調査にあたっての注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談ください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとにPCB使用安定器の有無を判断してください。但し、過去にサンプル調査を行った事業者は、調査漏れがあった事例もあることから、今一度ご確認ください。
- 照明器具の設置の高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - ▶事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合: 脚立等を使用
 - ▶3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合: ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

1) 照明器具のラベル調査(蛍光灯本体のラベルがある場合の簡易確認方法)

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判断してください。



●以下に示す蛍光灯器具は、メーカーを問わず、PCBは使用されておりません。

(なお、改造や修理で内部の安定器が交換されている場合には注意が必要です)

- 昭和48年(1973年)以降^{*}に製造された蛍光灯器具は、PCB不使用です。
(^{*}建物の建築年ではなく、蛍光灯器具の製造年です)
- 低力率(力率85%未満)の表示がある蛍光灯器具は、PCB不使用です。
- Hfランプの表示がある蛍光灯器具は、PCB不使用です。

2) 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取り外して安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。



●以下に示す安定器は、PCBは使用されておりません。

- 国内メーカーで昭和31年(1956年)以前及び昭和48年(1973年)以降に製造された安定器はPCB不使用です。
(※外国製など一部の機器については該当しない場合があります)
- 「低力率(力率85%未満)」の表示がある安定器はPCB不使用です。
- 「NO PCB」又は「PCBは使用していません」と表示がある安定器はPCB不使用です。

●PCBが含まれている可能性がある場合はメーカーにお問い合わせ

銘板情報をもとにメーカーホームページでPCB使用の有無を確認するか、メーカー窓口(「安定器メーカー問合せ先リスト(4ページ)」を参照)へお問い合わせください。

3) メーカー不明の場合の力率による判断(メーカー廃業又は銘板が読めない場合など)

メーカーでの判別ができない場合には、安定器の製造年月と力率からPCB使用の有無を判断してください。

●力率から判断する方法

- 昭和32年から昭和47年の間に製造された安定器であって、銘板に記載されている力率が「高力率」又は「力率85%以上」である場合には、PCB使用と判断してください。
- 「低力率」又は「力率85%未満」である場合には、PCB不使用です。
- 銘板に力率の表示がない場合には、消費電力、電源電圧、入力電力から力率を計算できる場合があります。

〈力率の計算例〉

銘板から読み取れる情報

- 定格一次電圧: 100V
- 定格一次電流: 0.9A
- ランプ電力(=適合放電管): 40W×1
- 電力損: 12W

計算方法

$$\begin{aligned} \text{力率} &= (\text{ランプ電力} + \text{電力損}) / (\text{定格一次電圧} \times \text{定格一次電流}) \\ &= (40 + 12) / (100 \times 0.9) \\ &= 0.58 \end{aligned}$$

力率が85%未満である ⇒ PCBは含まれていない